

Ⅲ 新型インフルエンザ等発生の各段階における対策

新型インフルエンザ等への対策は、社会全体で取り組むことで初めて効果が得られるものである。そこで、本項では、発生段階ごとに、市が行う対策を、状況、目的、対策の考え方、主要6項目を個別に記載するとともに、「市民」「関係団体・市民団体」「事業者」「関係医療団体・各医療機関等」のそれぞれが取り組むことを記載する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施し、対策の実施や中止時期の判断の方法については、必要に応じてマニュアル等に定めることとする。

1 未発生期
(1) 状況 <ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等が発生していない状態。・海外において、鳥等のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況。
(2) 目的 <p>発生に備えて、体制の整備を行う。</p>
(3) 対策の考え方 <p>ア 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平時から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国・県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</p> <p>イ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</p>

1-1 市が行う対策

(1) 実施体制

ア 行動計画等の作成（保健福祉部・企画政策部・全部局）

特措法の規定に基づき、審議会において意見を聴き、行動計画及びさらに詳細を定めたマニュアル等を検討作成し、必要に応じて見直しを行う。

イ 体制の整備及び連携強化（保健福祉部・企画政策部・全部局）

- ・取組み体制を整備・強化するために、初動対応にあたる体制の確立や情報共有、発生に備えた業務継続計画を作成する。
- ・国・県及びその関係機関、他の市町村等との連携・連絡体制を強化する。
- ・平素から関係団体・市民団体・事業者・関係機関等と、新型インフルエンザ等対策について共通理解し、連携を強化していく。
- ・新型インフルエンザ等の発生に対応するための必要な訓練を実施する。

(2) 情報収集・提供

ア 情報収集（保健福祉部）

国・県・他市町村・その他関係機関等、国内外の各機関等が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集するとともに、庁内における情報共有に努める。

【情報収集先】

- ・厚生労働省（国立感染症研究所、検疫所を含む。）
- ・千葉県健康福祉部

イ 情報提供・共有（全部局）

（ア）継続的な情報提供

- ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を活用し、市民・関係団体・市民団体・事業者・関係機関等に継続的にわかりやすい情報提供を行う。
- ・基本的な感染対策の普及を図る。
- ・災害等発生時の備えと同様、各家庭における食料・生活必需品等の備蓄の普及を図る。

（イ）情報提供体制の整備等（保健福祉部・企画政策部）

- ・新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた庁内及び市民・関係団体・関係機関等への情報提供について、内容、方法、媒体等を検討する。
- ・検討にあたっては、関係団体・市民団体・事業者・関係機関等の協力の下、外国人、障がい者、高齢者などのうち、情報が届きにくい人への対応に配慮する。
- ・一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を構築する。

（ウ）「新型インフルエンザ等相談窓口」設置の準備（保健福祉部）

- ・新型インフルエンザ等発生時、国・県からの要請により設置が必要になる「新型インフルエンザ等相談窓口」について準備を行う。

（3）予防・まん延防止

ア 個人における知識の普及（全部局）

- ・基本的な感染対策について知識の普及を図る。
- ・新型インフルエンザ等発生時に、個人における発症が疑われる場合は、県が設置する帰国者・接触者相談センターに連絡し指示を仰ぎ、感染を広げないよう不要の外出を控える、マスク着用等の感染対策（以下、「個人における発症が疑われる場合の感染対策」という。）について理解の促進を図る。

- 県が緊急事態措置として行う不要不急の外出自粛要請等の対策について、理解の促進を図る。

イ 地域対策及び職場対策の周知（全部局）

- 新型インフルエンザ等発生時に実施される、個人における対策のほか、地域や職場において基本的な感染対策について、周知を図るための準備を行う。
- 県が緊急事態措置として行う施設の使用制限の要請等の対策について、理解を図るための準備を行う。

- ウ 学校、保育所等の施設の使用制限の方針について検討する。市対策本部に諮り、学校保健安全法に基づく、学級閉鎖等を適切に行う。

（学校教育部・こども部・生涯学習部・関係部局）

（4）予防接種

ア 特定接種（総務部・保健福祉部）

- 国が行う登録事業者の登録に協力する。
- 特定接種の対象となる市職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。

イ 住民に対する予防接種（保健福祉部）

- 国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- 円滑な接種の実施のために、国及び県の技術的な支援を得て、あらかじめ近隣市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村における接種を可能にするよう努める。
- 速やかに接種することができるよう、習志野市医師会他関係機関等と協力し、国が示すマニュアル等に基づき、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、時期、周知方法等、接種の具体的な実施方法等について準備を進める。

(5) 医療（保健福祉部・消防本部）

県が習志野健康福祉センター（保健所）の管轄区域を単位とし、習志野健康福祉センター（保健所）を中心として開催する対策会議に参加し、医療関係団体等の関係者と密接に連携を図りながら、県の要請に応じて地域の実情に応じた医療体制や患者の搬送体制の整備に協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 要配慮者への生活支援（保健福祉部）

県の要請を受けて、緊急事態宣言時等における、高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、関係団体・市民団体・事業者・関係機関等の協力の下、事前に要援護者を把握するとともに、その具体的な支援体制についての検討及び手続き等の準備を行う。

イ 火葬能力等の把握（保健福祉部）

県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

ウ 物資及び資材の備蓄等（全部局）

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄するとともに施設及び設備を整備する。

1-2 市民が行うこと

- (1) 新型インフルエンザ等及びその対策に関する正しい情報を得る。
- (2) 基本的な感染対策の知識を得る。
- (3) 家庭における食料・生活必需品等の備蓄について理解し、準備を行う。
- (4) 緊急事態措置として県が行う外出自粛要請等の措置の実施について理解し、協力体制を整える。（医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など生活維持に必要な外出を除く。）

1-3 関係団体・市民団体（社会福祉協議会・町会・自治会・民生委員・児童委員・高齢者相談員・消防団等）が行うこと

- (1) 市に協力し、情報が届きにくい人に配慮して、すべての市民に正しい情報を速やかに提供する体制を検討する。

- (2) 市に協力し、新型インフルエンザ等の発生時に、支援が必要な人に対する支援体制について検討する。

1-4 事業者(商店会・大型店舗・介護サービス事業者・障がい福祉サービス事業者等)が行うこと

- (1) 職場で季節性インフルエンザの際にも実施する職場内の感染対策の周知をする。
- (2) 登録事業者については業務継続計画を作成する。
- (3) 市に協力し、情報が届きにくい人に配慮して、すべての市民に正しい情報を速やかに提供する体制を検討する。
- (4) 市に協力し、新型インフルエンザ等の発生時に、支援が必要な人に対する支援体制について検討する。
- (5) 緊急事態措置として、県の要請によって行われる、施設使用制限等対策の実施について理解し、協力体制を整える。(学校、社会福祉施設、興行場等多くの者が利用する施設等)

1-5 医療関係団体(三師会等含む)・各医療機関等(薬局等含む)が行うこと

- (1) 県の要請に応じて、地域における医療体制の整備に協力する。
- (2) 診療所・病院は、国・県の要請により診療継続計画を作成する。
- (3) 市が、住民に対して行う予防接種の準備に協力する。

平成 26 年 9 月 1 日～9 月 30 日
パブリックコメント 版

2 海外発生期
(1) 状況 <ul style="list-style-type: none">・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等様々な状況。
(2) 目的 <ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等の県内発生の遅延と早期発見に努める。・県内発生に備えて体制の整備を行う。
(3) 対策の考え方 <p>ア 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</p> <p>イ 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</p> <p>ウ 県内で発生した場合には早期に発見できるよう、県が行う県内のサーベイランス・情報収集体制の強化に協力する。</p> <p>エ 海外の発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、国及び県からの情報提供を受け、県内発生した場合の対策の準備を行うとともに、市民に対し、対策についての的確な情報提供を行い、準備を促す。</p> <p>オ 市民生活の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制構築等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。</p>

2-1 市が行う対策

(1) 実施体制

ア 海外において、鳥インフルエンザの人への感染拡大や新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合、健康支援課と危機管理課からなる連絡室を設置し、情報の収集・共有・分析を行い、庁内及び市民等に提供し情報共有に努めるとともに、市対策本部設置の準備を行う。(保健福祉部・企画政策部)

イ 国・県が対策本部を設置した場合は、連絡室において検討し、市長の判断により市対策本部設置の準備を行う。(保健福祉部・企画政策部)

(2) 情報収集・提供

ア 情報収集 (保健福祉部)

未発生期に引き続き、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集

する。

イ 情報提供・共有（全部局）

- ・市民・関係団体・市民団体・事業者・関係機関等に対し、国・県から出される情報の他、新型インフルエンザ等発生状況、必要な対策等について、速やかに情報提供し、注意喚起を行う。その際には、利用可能なあらゆる媒体を活用し、関係団体・市民団体・事業者・関係機関等の協力の下、情報が届きにくい人に配慮しながら、県内外の発生状況と具体的な対策等について、その理由、実施主体を詳細にわかりやすく情報提供する。

（全部局）

- ・国、県からの要請に基づき、「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置し、国や県から配布された Q&A 等を参考に、市民からの一般的な問い合わせに対応する。（保健福祉部）

（3） 予防・まん延防止（全部局）

- ・市民に対して、未発生期に引き続き、基本的な感染対策の普及を図る。
- ・市民に対して、未発生期に引き続き、個人における発症が疑われる場合の感染対策の普及を図る。

（4） 予防接種

ア 特定接種（総務部・保健福祉部）

国が示した特定接種の具体的な運用のもと、市職員に対して集団的接種を行うことを原則として、あらかじめ接種対象者とした者に対して、本人の同意を得て、接種を行う。

イ 住民に対する予防接種（保健福祉部）

国の要請により、全住民が速やかに接種できるよう、具体的な接種体制の準備をすすめる。

（5） 医療（保健福祉部）

県から地域医療体制整備等に対する支援の要請があった場合、速やかに協力する。

（6） 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応（保健福祉部・市民経済部・企業局）

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場にお

ける感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたって、消費者としての適切な行動を呼びかける。(保健福祉部・市民経済部・企画政策部)
- ・市内事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売り惜しみが生じないよう呼びかける。(市民経済部)

ウ 遺体の火葬・安置等(保健福祉部)

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

2-2 市民が行うこと

- (1) 市や県が設置する「新型インフルエンザ等相談窓口」の活用等により、発生した新型インフルエンザ等の状況や必要な対策について情報を得る。
- (2) 基本的な感染対策を実施する。
- (3) 自らの感染が疑われる場合、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を受ける。
- (4) 市が行う住民へのワクチン接種に関する情報について理解する。

2-3 関係団体・市民団体(社会福祉協議会・町会・自治会・民生委員・児童委員・高齢者相談員・消防団等)が行うこと

- (1) 市や県が設置する新型インフルエンザ等相談窓口の活用等により、発生した新型インフルエンザ等の状況や必要な対策についての情報を得る。
- (2) 市に協力し、情報が届きにくい人に配慮して、市民に正しい情報を速やかに提供する。

2-4 事業者(商店会・大型店舗・介護保険事業所・障がい福祉サービス事業者等)が行うこと

- (1) 市や県が設置する新型インフルエンザ等相談窓口の活用等により、発生した新型インフルエンザ等の状況や必要な対策についての情報を得る。
- (2) 事業者従業員の健康管理の徹底と職場内の感染対策を実施する。
- (3) 市に協力し、情報が届きにくい人に配慮して、市民に正しい情報を速やかに提供する。

2-5 医療関係団体(三師会等含む)・各医療機関等(薬局等含む)が行うこと

- (1) 国・県が提供する新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報等を把握する。
- (2) 県の要請に応じて地域における医療体制の整備に協力する。
- (3) 市の依頼を受けて、市が職員に対して行う特定接種、及び住民に対する予防接種に協力する。
- (4) 市の要請に応じて、地域における医療体制について、専門的立場から対応策の検討等を行う。

3 国内発生早期（県内未発生期～県内発生早期）

(1) 状況

- ・国内発生早期（県内未発生期）
国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態。
- ・県内発生早期は、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

(2) 目的

- ・県内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

(3) 対策の考え方

- ア 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅延させるため、引き続き感染対策等を行う。緊急事態区域に指定された場合は、県内発生状況を踏まえ、緊急事態措置により、積極的な感染症対策等をとる。
- イ 医療体制や感染対策について周知するとともに、一人ひとりが取るべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ウ 国内や県内の患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内や県内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- エ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、医療機関での院内感染対策を実施するよう要請する。
- オ 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民生活及び市民経済の安定に備えた体制を整備する。
- カ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

3-1 市が行う対策

(1) 実施体制

- ア 引き続き連絡室において、情報の集約・共有・分析を行い、庁内及び市民等に提供し情報共有に努めるとともに、市対策本部を設置できるよう準備を進める。（保健福祉部・企画政策部）

- イ 市対策本部が設置されている場合は、全庁的に対策を進める。

（保健福祉部・企画政策部）

ウ 国が緊急事態宣言を行った場合には、市長は、速やかに市対策本部を設置する。(保健福祉部・企画政策部)

(2) 情報収集・提供

ア 情報収集(保健福祉部)

引き続き、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集・分析する。

イ 情報提供・共有

(ア) 情報提供(全部局)

市民・関係団体・市民団体・事業者・関係機関等に対し、国・県から出される情報の他、新型インフルエンザ等発生状況、必要な対策等について、速やかに情報提供し、注意喚起を行う。その際には、利用可能なあらゆる媒体を活用し、関係団体・市民団体・事業者・関係機関等の協力の下、情報が届きにくい人に配慮しながら、県内外の発生状況と具体的な対策等について、その理由、実施主体を詳細にわかりやすく情報提供する。

(イ) 「新型インフルエンザ等相談窓口」の充実・強化(保健福祉部)

国や県が作成・配布した Q&A 改訂版等を活用するとともに相談窓口等の体制を充実・強化する。

(3) 予防・まん延防止

市内での感染対策

- ・市民、福祉施設、事業所等に対し、基本的な感染対策に加えて、時差出勤の実施等の感染対策を勧奨する。(保健福祉部・市民経済部)
- ・個人における発症が疑われる場合の感染対策の普及を図る。(各部局)
- ・事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診勧奨や職場における感染予防の徹底を要請する。(保健福祉部・市民経済部)
- ・コミュニティバスを含めた公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。(企画政策部)
- ・学校・幼稚園等の施設については、市対策本部に諮り、臨時休業等を適切に行う。(学校教育部・こども部)
- ・その他の施設については、市対策本部に諮り、臨時休業等を適切に行う。(各部局)

緊急事態宣言が行われている場合の措置

(3-1) 県内の区域が指定されている場合、市は、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、県が必要に応じて講じる以下のア～ウの対策に対し、適宜協力する。

ア 外出自粛（保健福祉部・各部局）

特措法第 45 条第 1 項に基づき、県知事は住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

イ 施設の使用制限（保健福祉部・学校教育部・こども部・各部局）

特措法第 45 条第 2 項に基づき、県知事は学校、保育所、介護老人保健施設等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、県知事は特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、県知事は特措法第 45 条第 4 項に基づき、その施設名を公表する。

ウ 施設の使用制限（イ 以外の施設）（全部局）

特措法第 24 条第 9 項に基づき、県知事は学校、保育所、介護老人保健施設等以外の施設について、職場を含めた感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、県知事は特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限、または基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、県知事は特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、県知事は特措法第 45 条第 4 項に基づき、その施設名を公表する。

(4) 予防接種

住民に対する予防接種（保健福祉部）

- ・国が決定した住民に対する予防接種の優先対象者、接種順位等に関する情報を周知する。
- ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、県及び習志野市医師会や関係機関等の協力を得て住民に対する予防接種を開始する。実施にあたり、原則として市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

緊急事態宣言が行われている場合の措置

(4-1) 住民に対する予防接種（保健福祉部・学校教育部）

国の基本対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する住民に対する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療（保健福祉部）

海外発生期に引き続き、県から地域医療体制整備等について支援の要請があった場合は、速やかに協力をする。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応（保健福祉部・市民経済部・企業局）

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう要請する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・引き続き、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたって、消費者としての適切な行動を呼びかける。

（保健福祉部・市民経済部・企画政策部）

- ・引き続き、市内事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売り惜しみが生じないように呼びかける。（市民経済部）

ウ 遺体の火葬・安置等（保健福祉部）

引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保を行う。

緊急事態宣言が行われている場合の措置

市域が緊急事態措置の実施区域に指定されている場合は、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、以下の対策を講じる。

エ ガス及び水の安定供給（企業局）

ガス及び水の供給事業者として、業務計画に定めるところにより、ガス及び水の供給に支障をきたさないよう必要な措置等、緊急事態においてガス及び水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

オ サービス水準に係る市民への呼びかけ（保健福祉部・企画政策部）

県とともに、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可

能性を許容すべきことを呼びかける。

カ 生活関連物資等の価格の安定等（市民経済部）

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。必要に応じ、小売業等関係事業者団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

キ 市内公共交通機関への協力依頼（企画政策部）

コミュニティバスを含めた公共交通機関に対し、業務計画に定めるところにより、緊急事態において必要な措置を講じるよう依頼を行う。

3-2 市民が行うこと

- (1) 新型インフルエンザ等に対する相談がある時は、市に設置する「新型インフルエンザ等相談窓口」を利用する。
- (2) 基本的な感染対策を実施する。
- (3) 自らの感染が疑われる場合、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を受ける。
- (4) 公共の交通機関利用時には、時差出勤、マスク着用などの感染対策を行う。
- (5) 新型インフルエンザ等に有効なワクチンが製造された場合、市が行う住民へのワクチン接種についての情報（接種場所、接種順位など）を得て、接種対象者となった場合は速やかに接種を受ける。
- (6) 食料品、生活必需品の購入に当たっては、消費者として適切な行動をとる。

＜緊急事態措置の区域になった場合＞

- (7) 感染拡大防止のための外出自粛、施設の使用制限などの対策を理解し協力する。
- (8) 従業員の欠勤等により、事業者のサービス水準が低下することについて理解する。

3-3 関係団体・市民団体（社会福祉協議会・町会・自治会・民生委員・児童委員・高齢者相談員・消防団等）が行うこと

- (1) 市や県が設置する新型インフルエンザ等相談窓口の活用等により、発生した新型インフルエンザ等の状況や必要な対策についての情報を得る。
- (2) 市に協力して、情報が届きにくい人への情報提供や、支援の必要な人への生活支援等を行う。

3-4 事業者（商店会・大型店舗・介護保険事業所・障がい福祉サービス事業者等）が行うこと

- (1) 市や県が設置する新型インフルエンザ等相談窓口の活用等により、発生した新型インフルエンザ等の状況や必要な対策についての情報を得る。
- (2) 事業者従業員の健康管理の徹底と職場内の感染対策を行う。
- (3) 事業者従業員が新型インフルエンザ等の感染が疑われる状態になった場合、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を受けるよう勧める。
- (4) 食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買い占め売り惜しみが生じないように努める。
- (5) 市に協力して、情報が届きにくい人への情報提供や、支援の必要な人への生活支援等を行う。

＜緊急事態措置の区域になった場合＞

- (6) 県からの要請を受けた場合、施設の使用制限等を行う。
- (7) 生活関連物資等の供給を確保し、便乗値上げが生じないようにする。

3-5 医療関係団体（三師会等含む）・各医療機関等（薬局等含む）が行うこと

- (1) 国・県が提供する新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報等を把握する。
- (2) 国・県からの要請に応じて地域における医療体制の整備に協力する。
- (3) 患者が増加した場合は、国からの要請により一般の医療機関での診療体制に移行する。
- (4) 市の依頼を受けて、市が職員に対して行う特定接種、及び住民に対する予防接種に協力する。

4 国内感染期（県内感染早期～県内感染期）
(1) 状況 <ul style="list-style-type: none">・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
(2) 目的 <ul style="list-style-type: none">・医療体制を維持する。・健康被害を最小限に抑える。・市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。
(3) 対策の考え方 <p>ア 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染対策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるように努める。</p> <p>イ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知するとともに、市民一人ひとりがとるべき行動について、わかりやすく、積極的に情報提供を行う。</p> <p>ウ 流行のピーク時の入院患者や重症患者数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減する。</p> <p>エ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにすることで健康被害を最小限にとどめる。</p> <p>オ 欠勤者の拡大が予測されるが、最低限の市民生活を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</p> <p>カ 医療体制の負荷を軽減するため、住民接種を早急に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</p> <p>キ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策を縮小もしくは中止する。</p>

4-1 市が行う対策

(1) 実施体制

- ア 市対策本部を中心とした対策の実施（保健福祉部・企画政策部・全部局）
- 市対策本部は、国・県の対処方針や県内及び市内の患者発生状況を迅速に把握し、庁内及び市民等との情報共有に努めるとともに、関係機関等の協力を得ながら、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図る。

緊急事態宣言が行われている場合の措置

市域が緊急事態措置の実施区域に指定されている場合は、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ以下の対策を講じる。

イ 他の地方公共団体による代行、応援等（総務部）

新型インフルエンザ等のまん延により本市が緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づき以下の措置を活用する。

- ・ 県知事に対する事務代行の要請（法第 38 条）
- ・ 県知事又は他の市町村長に対する応援の要求（法第 39 条～第 40 条）
- ・ 指定行政機関の長又は特定指定公共機関に対する職員派遣の要請（法第 42 条）

（2）情報収集・提供

ア 情報収集（保健福祉部）

引き続き国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

イ 情報提供・共有

（ア）情報提供（全部局）

引き続き、市民・関係団体・市民団体・事業者・関係機関等に対し、国・県から出される情報の他、新型インフルエンザ発生状況、必要な対策等について、速やかに情報提供し、注意喚起を行う。その際には、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、関係団体・市民団体・事業者・関係機関等の協力の下、情報が届きにくい人に配慮しながら、県内外の発生状況と具体的な対策等について、その理由、実施主体を詳細にわかりやすくできる限り速やかに情報提供する。

（イ）「新型インフルエンザ等相談窓口」の継続（保健福祉部）

相談窓口の運営を継続し、市民の相談に対応する。

（3）予防・まん延防止

市内での感染対策

- ・ 引き続き、市民、福祉施設、事業所等に対し、時差出勤の実施を含む、基本的な感染対策を勧奨する。（全部局）

- ・ 引き続きコミュニティバスを含めた公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。

（企画政策部）

- ・市対策本部に諮り、臨時休業等を適切に行う。(学校教育部・こども部)
- ・その他の施設については、市対策本部に諮り、臨時休業等を適切に行う。
(各部局)

緊急事態宣言が行われている場合の措置

(3-1) 県内の区域が指定されている場合、市は、上記の対策に加え、県が基本的対処方針に基づき、必要に応じて講じる以下のア～ウの対策に対し、適宜協力する。

ア 外出自粛(保健福祉部・各部局)

特措法第 45 条第 1 項に基づき、県知事は住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

イ 施設の使用制限(保健福祉部・学校教育部・こども部・各部局)

特措法第 45 条第 2 項に基づき、県知事は学校、保育所、介護老人保健施設等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、県知事は特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、県知事は特措法第 45 条第 4 項に基づき、その施設名を公表する。

ウ 施設の使用制限(②以外の施設)(全部局)

特措法第 24 条第 9 項に基づき、県知事は学校、保育所、介護老人保健施設以外の施設について、職場を含めた感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。)に対し、県知事は特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限、または基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、県知事は特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、県知事は特措法第 45 条第 4 項に基づき、その施設名を公表する。

(4) 予防接種

住民に対する予防接種(保健福祉部)

ワクチンが供給可能になり次第、緊急事態宣言が出されていない場合は、予

防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。市民に対し予防接種に関する情報提供を行う。

緊急事態宣言が行われている場合の措置

(4-1) 住民に対する予防接種（保健福祉部・学校教育部）
特措法第 46 条に基づく予防接種を進める。

(5) 医療

ア 地域医療体制の整備（保健福祉部）

県から地域医療体制整備等について支援の要請があった場合、速やかに協力する。

イ 在宅療養者への支援（保健福祉部・消防本部）

国や県と連携し、関係団体・市民団体・事業者・関係機関等に協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合は、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応（保健福祉部・市民経済部・企業局）

引き続き、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講じるよう要請する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

・引き続き、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたって、消費者としての適切な行動を呼びかける。

（保健福祉部・市民経済部・企画政策部）

・引き続き、市内事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売り惜しみが生じないよう呼びかける。（市民経済部）

ウ 遺体の火葬・安置等（保健福祉部）

引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保を行う。

緊急事態宣言が行われている場合の措置

市域が緊急事態措置の実施区域に指定されている場合は、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、以下の対策を講じる。

エ ガス及び水の安定供給（企業局）

ガス及び水の供給事業者として、業務計画に定めるところにより、ガス及び水の供給に支障をきたさないよう必要な措置等、緊急事態においてガス及び水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

オ サービス水準に係る市民への呼びかけ（保健福祉部・企画政策部）

県とともに、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

カ 生活関連物資等の価格の安定等（市民経済部）

- ・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。
- ・必要に応じ、小売業等関係事業者団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談・情報収集窓口の充実を図る。
- ・市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じる恐れがあるときは、それぞれの行動計画等で定めるところにより、適切な措置を講じる。

キ 市内公共交通機関への協力依頼（企画政策部）

コミュニティバスを含めた公共交通機関に対し、業務計画に定めるところにより、緊急事態において必要な措置を講じるよう依頼を行う。

ク 要配慮者への生活支援（保健福祉部・消防本部）

市は、国・県及び関係団体・市民団体・事業者・関係機関等協力のもと、在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、医療機関等への搬送、死亡時の対応等を行う。

ケ 埋葬・火葬の特例等（保健福祉部）

- ・県の要請を受けて、火葬場の管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ・県の要請を受けて、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・埋葬及び火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が、緊急の必要性

があると認め、当該市町村長以外の市町村長による埋葬及び火葬の特例を定めた場合は、市民への周知に協力する。

- 埋葬又は火葬を行おうとする者が、埋葬又は火葬を行うことが困難な場合で、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認める時は、国が定めるところにより埋葬又は火葬を行う。

4-2 市民が行うこと

- (1) 市や県が設置する新型インフルエンザ等相談窓口の活用等により、発生している新型インフルエンザ等の状況や必要な対策について情報を得る。
- (2) 基本的な感染対策を実施する。
- (3) 公共の交通機関利用時には、マスク着用などの感染対策を行う。
- (4) 新型インフルエンザ等に有効なワクチンが製造された場合、市が行う住民へのワクチン接種についての情報（接種場所、接種順位など）を得て、接種対象者となったときは速やかに受ける。
- (5) 自らが新型インフルエンザ等の感染が疑われる状態になった場合、患者になった場合、また濃厚接触者になった場合の対処を適切に実施する。
- (6) 食料品、生活必需品の購入に当たっては、消費者として適切な行動をとる。

<緊急事態措置の区域になった場合>

- (7) 感染拡大防止のための外出自粛、施設の使用制限などの対策を理解し協力する。
- (8) 従業員の欠勤等により、事業者のサービス水準が低下することについて理解する。
- (9) 市が発信するその他の緊急事態措置について情報を得て、必要な支援を受ける。

4-3 関係団体・市民団体（社会福祉協議会・町会・自治会・民生委員・児童委員・高齢者相談員・消防団等）が行うこと

- (1) 市や県が設置する新型インフルエンザ等相談窓口の活用等により、発生した新型インフルエンザ等の状況や必要な対策についての情報を得る。
- (2) 市に協力し、情報が届きにくい人に配慮して、市民に正しい情報を速やかに提供する。
- (3) 市に協力し、在宅療養者の見守り等必要な支援を行う。

<緊急事態措置の区域になった場合>

- (4) 市に協力し、要配慮者への見守り等必要な支援を行う。

4-4 事業者（商店会・大型店舗・介護保険事業所・障がい福祉サービス事業者等）が行うこと

- (1) 市や県が設置する新型インフルエンザ等相談窓口の活用等により、発生した新型インフルエンザ等の状況や必要な対策についての情報を得る。
- (2) 事業者従業員の健康管理の徹底と職場内の感染対策を行う。
- (3) 事業者従業員が新型インフルエンザ等の感染が疑われる状態になった場合は、受診勧奨する。
- (4) 食料品、生活関連物資等の価格の安定供給に努める。
- (5) 市に協力し、在宅療養者への見守り等必要な支援を行う。

＜緊急事態措置の区域になった場合＞

- (6) 県からの要請を受けた場合、施設の使用制限等を行う。
- (7) 生活関連物資等の価格の安定供給に努める。
- (8) 市に協力し、要配慮者への見守り等必要な支援を行う。

4-5 医療関係団体（三師会等含む）・各医療機関等（薬局等含む）が行うこと

- (1) 国・県が提供する新型インフルエンザ等の診断治療に関する情報等を把握する。
- (2) 県の要請に応じて地域における医療体制の整備に協力する。
- (3) 市の依頼を受けて、市が職員に対して行う特定接種、及び住民に対する予防接種に協力する。
- (4) 市に対し、必要に応じて在宅療養者への支援を要請し、市が行う支援に協力する。

平成 26 年 9 月 1 日～9 月 30 日
パブリックコメント 版

5 小康期
(1) 状況 <ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。・ 大流行はいったん終息している状態。
(2) 目的 <ul style="list-style-type: none">・ 市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
(3) 対策の考え方 <ul style="list-style-type: none">・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資機材等の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。・ 第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民に対する予防接種を進める。

5-1 市が行う対策

(1) 実施体制

ア 対処方針の変更（全部局）

国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び措置の縮小・中止をする措置などに係る小康期の対処方針を公示した場合は、その対応を行う。

イ 緊急事態措置の解除（保健福祉部・企画政策部）

国が緊急事態措置の必要がなくなり解除宣言を行った場合は、関係機関に周知する。

【緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認める時】

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、多くの国民が新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ペースで営まれるようになった場合
- ・ 当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合など

ウ 対策の評価・見直し（保健福祉部・企画政策部）

これまでの各段階における対策の評価を行い、必要に応じ、本市行動計画及びマニュアル等の見直しを行う。

エ 国が緊急事態宣言解除を行った場合は、速やかに市対策本部を廃止する。
(保健福祉部・企画政策部)

オ 市対策本部廃止後は、連絡室において、情報収集に努めるとともに、流行の第二波に備える。(保健福祉部・企画政策部)

(2) 情報収集・共有

ア 情報収集(保健福祉部)

引き続き国内外から、新型インフルエンザ等について、必要な情報を収集する。

イ 情報提供(全部局)

小康期に入ったことを市民に周知するとともに、流行の第二波の発生に備え、市民に情報提供と注意喚起を行う。

ウ 「新型インフルエンザ等相談窓口」の縮小(保健福祉部)

状況を見ながら、相談窓口体制を縮小する。

(3) 予防・まん延防止(全部局)

流行の第二波に備え、市民、事業者等に対して、基本的な感染対策を継続するよう呼びかける。

(4) 予防接種(保健福祉部)

流行の第二波に備え、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。

緊急事態宣言が行われている場合の措置

(4-1) 市民に対する予防接種

緊急事態宣言が継続している場合は、国の基本的対処方針に基づき、国、県と連携し、流行の第二波に備えて、特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種を進める。(保健福祉部)

(5) 医療

県と連携し、地域医療体制を新型インフルエンザ等発生前の体制に戻すことに協力する。(保健福祉部)

(6) 市民生活の安定の確保

市民への呼びかけ（保健福祉部・市民経済部・企画政策部）

必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

5-2 市民が行うこと

- (1) 緊急事態措置の解除や小康期に入ったことについて情報を得る。
- (2) 第二波に備えて、個人レベルの感染対策を継続する。
- (3) 第二波に備えて、必要に応じて予防接種を受ける。
- (4) 食料品、生活必需品の購入に当たっては、消費者として適切な行動をとる。

5-3 関係団体・市民団体（社会福祉協議会・町会・自治会・民生委員・児童委員・高齢者相談員・消防団等）が行うこと

- (1) 緊急事態の解除や小康期に入ったことについて情報を得る。
- (2) 市とともに、第二波に備えての個人レベルの感染対策の継続や注意喚起の呼びかけを行う。

5-4 事業者（商店会・大型店舗・介護保険事業所・障がい福祉サービス事業者等）が行うこと

- (1) 緊急事態措置の解除や小康期に入ったことについて情報を得る。
- (2) 第二波に備えて感染対策を継続する。
- (3) 事業の実施体制を通常に戻す。

5-5 医療関係団体（三師会等含む）・各医療機関等（薬局等含む）が行うこと

- (1) 緊急事態措置の解除や小康期に入ったことについて情報を得る。
- (2) 第二波に備えて住民接種に協力する。
- (3) 診療体制を通常に戻す。